

伊 監 第 5 8 号
令和 2 年 6 月 19 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

財政援助団体等監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、前回の財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

財政援助団体

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

所管部局

健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課
	生活支援室	自立相談課

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（フォローアップ）（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施します。

本監査は、平成30(2018)年度に財政援助団体等監査を実施した社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会及び所管部局である健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課、生活支援室自立相談課に対して、監査を実施しました。

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none">・補助金等財政的援助の法的根拠は適正か。・補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。・補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。・補助金等の額の算定・交付方法、時期、手続等は適正か。・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。・精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。・補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
② 財政援助団体の事務について	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。・事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。・補助金等に関する出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。・補助金の目的外流用はないか。・精算報告は適正に行われているか。精算の時期は適切か。

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和2年(2020年)4月3日～令和2年(2020年)5月28日

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項に対する措置状況は、以下に示すとおりです。おおむね改善が図られていると認めました。

I 前回指摘事項の改善状況

<総括>

区 分	調査件数	調査結果（全体）			
	計	改善 済み	改善 見込み	改善 に向け 取組中	未措置
地域・高年福祉課	2	1	1	0	0
合 計	2	1	1	0	0

<フォローアップ監査調査表>

[所管部局：地域・高年福祉課]

1 補助金について

(1) 補助対象となる退職給付にかかる支出について

前 回 指 摘
<p>社会福祉協議会運営補助のうち、退職給付にかかる支出額については、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会職員退職手当基金の設置、管理および処分に関する規程第2条第1号に「当該年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額と前年度末の退職給付引当金との差額」を積み立てる旨が規定され、これに基づいて算定されています。</p> <p>しかし、退職給付にかかる支出である、①平成29年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額（平成29年度アップ分）、②平成29年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（平成29年度アップ分）、③平成29年度途中退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（平成29年度アップ分）、④平成29年度退職者の加給分のうち、どれが平成29年度の補助対象となっているか把握できていませんでした。</p> <p>退職給付にかかる支出として補助対象となる費用を明確にしてください。</p>
監 査 調 査 報 告
<p><改善済み></p> <p>退職給付にかかる支出のうち、①当年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額（年度アップ分）、②当年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（年度アップ分）、③当年度途中退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額（年度アップ分）、④当年度の加給分を補助対象とし、これに合わせて社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会職員退職手当基金の設置、管理および処分に関する規程の改正が行われたことを確認しました。</p>

(2) 退職給付にかかる支出額の確認について

前 回 指 摘
<p>平成29年度は、退職給付にかかる支出額として、①平成29年度末在職者にかかる退職給付引当金繰入額と、②平成29年度末退職者の退職手当と当該職員の前年度末引当金の差額、の合計を補助対象としていました。これらの補助対象額を確認するためには、退職給付引当金繰入額を確認できる資料と、対象となる職員に対して費用として支出した退職手当額を確認できる資料が必要となります。</p> <p>この補助対象額については、伊丹市社会福祉協議会から提出を受けた実績報告書である</p>

収支計算書において、退職金積立預金支出から受取利息を控除することで確認することができるとのことでした。しかし、社会福祉法人会計基準において、退職給付引当金と退職金積立預金の金額を一致させることは義務づけられていないため、退職積立預金支出の金額と退職給付引当金繰入額の額は一致するとは限りません。

今後は、収支決算書とは別に退職給付引当金明細書等を徴取することで、繰入額や手当額の確認を確実に行ってください。

監査調査報告

<改善見込み>

退職給付にかかる補助金額の審査について、実績報告書として提出された退職金引当金明細書の当期増加額と補助金額の突合を行うように、変更が行われていました。

平成30年度の審査を確認したところ、補助金額と引当金明細書の当期増加額は一致しておらず、この要因は過年度の加給金分を一括計上したことでした。

これは前回定期監査を踏まえ、補助対象の再検討（加給分を補助金及び引当金の対象に変更）、補助金と引当金の会計処理の統一（年度途中退職者の当年度アップ分について引当金から控除する処理へ変更）等、整理を行ったことにより生じたもので、今後引当金明細書の当期増加額と補助金額は一致することとなり、実績報告書のみで適切な審査が行える状態となる見込みです。